

ハンセン病回復者等の人権



ぼくだって知ってるよ！



同じ過ちを繰り返さないために…

ハンセン病問題については、国の隔離政策などによって作り出された偏見や差別をなくすこと、ハンセン病回復者等への十分な医療や福祉を確保すること、さらには、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるようになることなど、多くの課題が残っています。

これら課題の解決のためには、ハンセン病問題を他人事としてではなく、自分自身のこととして受け止めながら、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、ハンセン病について正しい知識を学び、偏見や差別を許さない心情や態度を身につけることが大切です。

○ハンセン病とは？

感染力が極めて弱い細菌による感染症です。現在、日本での感染・発症は実質的にゼロといえます。すぐれた治療薬により、障がいを残すことなく外来治療で完治します。後遺症として外見的な変形が残る場合があるため、いつまでも病気のままだと思われがちですが、完治後に感染することはありません。

○どんな課題がありますか？

病気やハンセン病回復者等に対する偏見や差別

患者の隔離を定めた「らい予防法」は平成8(1996)年に廃止されましたが、90年にも及ぶ誤った施策により、社会の中に強められた偏見や差別は根強く残されています。

本県においても、国立療養所菊池恵楓園の入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起きた際に、被害者であるはずの入所者自治会に対して、誹謗・中傷の手紙やFAXが多数送り付けられました。

隔離政策により起きた人権侵害

- ・ハンセン病患者を県からなくす「無らい県運動」が、官民一体となって行われました。
- ・ハンセン病療養所内において、退所も外出も許可されず、職員不足などを補うため、看護、耕作などの作業（患者作業）を強いられました。
- ・療養所長に懲戒検束権（療養所内の司法権・警察権）が与えられ、療養所内に監禁室が設置されました。
- ・裁判が、ハンセン病を理由に裁判所ではなく、特別法廷（療養所内あるいは医療刑務所内に特設された法廷）で行われました。※平成28(2016)年に最高裁判所が司法行政事務の違法性を認め謝罪しました。
- ・療養所内で、結婚の条件として、断種や人工妊娠中絶が行われました。
- ・家族に対する偏見や差別を恐れ、療養所内では偽名を名乗ることを余儀なくされました。

○どんな取組みが行われていますか？

ハンセン病訴訟熊本地裁判決(2001)

熊本地方裁判所は、らい予防法下のハンセン病政策について、国の責任を認める判決を出しました。国は控訴せず、それまでの国のハンセン病政策の誤りを認め、謝罪しました。

<日本の主な取組み>

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(2008制定 2014一部改正)

<基本理念>

- 1 ハンセン病問題に関する施策は、ハンセン病患者であった者等が受けた被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。
- 2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、国立ハンセン病療養所等の入所者が、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

国及び地方公共団体は、この基本理念にのっとり、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有するとしています。

<熊本県の主な取組み>

菊池恵楓園で学ぶ旅

菊池恵楓園を訪問し、ハンセン病についての知識を学び、入所者との交流を深めることを目的として実施しています。

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会(2015)

熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書(2014)の提言を受けて、この報告書から導き出される教訓が、県や県民によってどのように生かされているかを検討し、今後の道筋を明らかにするために設置しました。今後、県や各界(医療界、法曹界、マスコミ等)の取組状況について、この委員会から意見・提言を受け、啓発の充実を図っていきます。



理解してもらえなくて...



病気について正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう

感染症については、まず、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、患者や家族などに対する偏見や差別意識の解消など、人権尊重の視点も重要です。

また、難病はその種類も多く様々な病気の特徴があり、個人差があるため、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、健康な人と変わらない場合もあります。そのため、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなどの差別を受けることがあります。

だからこそ、病気について正しく理解し、こうした偏見や差別を払拭することが必要です。

○HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染症、AIDS(後天性免疫不全症候群)とは？

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染すると、次第に身体の免疫力が低下します。そのために様々な感染症や悪性腫瘍などにかかってしまった状態になるのがAIDS(後天性免疫不全症候群)です。現在では、治療法の発達により病気の進行を遅らせることが可能になり、感染後も変わらずに社会生活を送る人が増えています。HIVは空気感染せず、感染経路も限られているため、学校や職場等での日常的な接触では感染しません。

○難病とは？

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病をいいます。

○どんな課題がありますか？

HIV等の感染症をめぐる人権問題

病気に対する正しい知識の不足により、本人や家族に対する入園・入学や登園・登校の拒否、職場や医療現場での差別、プライバシー侵害などの問題が起きています。

感染症患者やその家族に対する偏見や差別

これまで知られていなかった感染症の発生や国際交流の活発化等により、感性症対策の重要性が増しています。その中で、病気に対する不安や恐怖心、正しい情報の不足等により、患者及びその家族等への偏見や差別等の人権侵害や社会的な混乱が生じるといった問題が起きています。

難病をめぐる人権問題

難病は、長期にわたる療養が必要となるため、経済的、精神的な負担や介護に伴う家族の負担も大きくなります。また、病気の特性によっては外見では全く変化がない場合もあるため、偏見や差別をおそれて病気を隠している人も少なくありません。

○どんな取組みが行われていますか？

<国際的な主な取組み>

「世界エイズデー」(1988)(世界保健機関(WHO))

エイズの世界的な感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別を解消することを目的に、毎年12月1日を「世界エイズデー」と提唱しました。

<日本の主な取組み>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(1998制定 2014一部改正)

感染症の患者の人権尊重と良質かつ適切な医療の提供、迅速かつ適確な対応を行うために制定されました。

難病の患者に対する医療等に関する法律(2014制定)

児童福祉法の一部を改正する法律(2017制定)

医療費助成制度や患者の療育生活支援等に関して、法律に基づいて実施されることになりました。

<熊本県の主な取組み>

熊本県感染症予防計画(2000策定)

保健所を中心に市町村及び医師会等と連携した感染症予防教育の推進、パンフレットの配布や研修会の実施など、患者等への偏見・差別の排除に向けた啓発の推進等について明記されています。

熊本県難病相談・支援センター

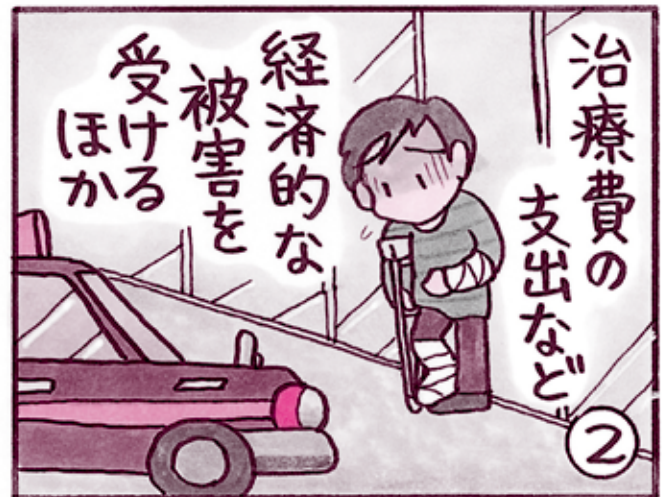
熊本県がNPO法人熊本県難病支援ネットワークに業務を委託して実施しています。

患者や家族の悩みや不安等の解消を図るため、各種相談をはじめ、患者・家族等の交流、病気に関する情報の提供、就労支援等の事業を実施し、難病患者が持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談対応や支援を行っています。

犯罪被害者等の人権



これ以上、苦しめないで…



当事者の立場に立った支援が大切です

誰もが事件や事故に巻き込まれ、被害者やその家族の立場になる可能性があることを考えていますか？

被害者やその家族は、直接的な被害だけでなく、精神的な被害や治療費の支出などの経済的な被害を受けるほか、近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道により、二次的被害を受ける場合もあります。

だからこそ、被害者の現状を理解し、被害者の心に寄り添い、被害者の視点で支えていくことが大切です。

○どんな課題がありますか？

犯罪被害者やその家族は、ある日突然不法な行為により、身体を傷つけられ、生命を奪われるなどの身体的被害のほかに、収入が途絶え、生活ができないといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心無いうわさや中傷、偏見により、精神的苦痛を受けることがあります。また、家事や子育て、就労などの様々な日常生活への影響においても苦しんだり、周囲との接触をためらい、社会から孤立してしまう事例も見受けられます。

直接的被害

- ・精神的被害：恐怖心、絶望感など
- ・身体的被害：外傷、後遺症など
- ・経済的被害：金品、財産の損失など
- ・社会的被害：社会的地位や名誉の損失など

二次的被害

- ・興味本位のうわさや心ない中傷
- ・行き過ぎた取材や事実と異なる報道
- ・捜査や裁判の過程での精神的・金銭的負担

○どんな取組みが行われていますか？

<国際的な主な取組み>

犯罪及び権力乱用の被害者のための司法の基本原則宣言(1985国連総会での採択)

「被害者は、その尊厳に対し共感と敬意を持って扱われるべきであること」「被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すること」などの提言が行われました。

<日本の主な取組み>

犯罪被害者等基本法(2004制定)

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められています。

犯罪被害者等基本計画(2005策定 2016改定)

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めています。

主な犯罪被害者等施策は、「犯罪被害者給付制度、カウンセリング費用等の負担軽減等」「潜在化しやすい性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進等」「刑事手続きへの関与拡充(被害者参加制度等)」「支援等のための体制整備」「犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等についての広報啓発等」などです。

<熊本県の主な取組み>

熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針(2008策定 2016改定)

「犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰」「犯罪被害者等を支える社会環境づくり」「推進体制の充実」を重点的な課題及び取組方針として、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的・体系的に推進しています。

公益社団法人くまもと被害者支援センター(2003(2009公益社団法人へ移行))

熊本県公安委員会が指定する「犯罪被害者等早期援助団体」として活動しています。

「電話・面接相談」「病院・警察署・検察庁・裁判所等への付き添い等の直接支援」「被害者グループへの支援」「相談員、支援ボランティア等の支援者の育成」「広報・啓発活動」等の業務に取り組んでいます。

性暴力被害者のためのサポートセンター(ゆあさいどくまもと)(2015)

本人の意思に反する性的な暴力による被害者(性暴力被害者)の心身の負担を軽減し、その健康回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害の潜在化を防止することを目的とした、性暴力被害者のためのワンストップ支援活動を、産婦人科医療機関、弁護士会、臨床心理士会等の関係機関団体と協力・連携して進めています。

拉致問題その他北朝鮮当局 による人権侵害



あなたなら、どうしますか？



拉致問題の解決のために…

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

もしもあなたが…もしもあなたの家族が…ある日突然連れ去られ、故郷から遠く離れた国で救出を待ち続けているとしたら、あなたはどうしますか？

拉致被害者は、今なお全ての自由を奪われ、40年近くもの間北朝鮮に囚われたままの状態で、救出を待っています。そして、その救出のために活動されている家族が県内にもおられます。

私たち一人ひとりが拉致被害者やその家族の思いを受けとめ、この問題に関心をもち、考え、行動することが、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現させる大きな力になります。

○どんな課題がありますか？

拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となる事件が起きました。日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言等により、これらの事件の多くが北朝鮮による拉致の疑いが濃いことが明らかになりました。

平成14(2002)年の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定していた日本人の拉致を初めて認め謝罪しました。北朝鮮当局による日本人の拉致は国家による犯罪行為であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

平成26(2014)年の日朝政府間協議での合意を受けて、北朝鮮において特別調査委員会が発足し、全ての日本人に関する包括的かつ全体的な調査が開始されましたが、北朝鮮側からの調査報告はなく、迅速な調査を求める状況が続いています。さらに、平成28(2016)年には、北朝鮮が特別調査委員会の解体を一方向的に宣言しました。

政府認定の日本人拉致被害者は17名のうち、5名とその家族の帰国は実現しましたが、残された12名の拉致被害者に加え、拉致の疑いをぬぐえない多くの人(特定失踪者)が安否不明のままになっています。

一方で、この問題に対する無理解や誤解から、直接関係のない在日朝鮮人に対する嫌がらせ等の二次的被害も生じています。

○どんな取組みが行われていますか？

<国際的な主な取組み>

国連総会において、北朝鮮の人権状況を非難する決議が2005年から13年連続で採択されています。この決議では、拉致問題を含め北朝鮮の人権状況に深刻な懸念を表明し、拉致被害者の即時帰国を含め、問題の早急な解決を強く求めています。

日本以外でも、韓国、タイ、ルーマニア、レバノン等の国々で、北朝鮮に拉致された可能性のある者が存在することにも、国内外から関心が集まっています。

<日本の主な取組み>

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(2006制定)

この問題に対する国民の認識を深め、国際社会と連携して対応することを目的に、国及び地方公共団体の責務等を定めています。

拉致問題対策本部(2009)

総理大臣を本部長として、拉致問題解決に向け総合的な対策を進言するために内閣に設置されました。

「生存者の即時帰国に向けた施策」及び「安否不明の拉致被害者に関する真相究明」に重点的に取り組むこととしています。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間(毎年12月10日～16日)

国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、全国各地で様々な取組みが行われています。

<熊本県の主な取組み>

これまでに政府が認定している17名の拉致被害者の中に、本県出身の松木薫さんが含まれています。

県及び県教育委員会では、県民が広く拉致問題について関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に拉致問題を考える講演会をはじめ、ポスター・パネル展示等、様々な啓発事業を実施しています。

また、拉致問題に含まれる、家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなど教育的な課題を、拉致被害者家族の手記や映画等を通して、人権教育の中で適切に取り上げるなど、児童生徒に相互の人権を大切にす態度が育つように取組みを進めています。

さらに、この問題の真相究明と早期全面解決を求め、「政府への働きかけ」等に取り組んでいます。

○どんな課題がありますか？

インターネットの特性(匿名性、拡散性、利便性など)を悪用して引き起こされる人権に関わる問題の多発

- ・ 他人を誹謗中傷する書き込み(「ネットいじめ」など)
- ・ 差別を助長する情報や不確かな情報の流布
- ・ 他人のプライバシーに関わる情報を無断で公開する
- ・ 詐欺や悪質商法などの犯罪やトラブル
- ・ 児童ポルノなどの違法情報の氾濫
- ・ 個人情報の流出
- ・ 迷惑メールやサイバー攻撃による被害

一度、インターネット上に流された情報は、世界中のあらゆる場所、あらゆる人に広まる危険性があり、完全に削除することが困難であるため、長期にわたって深刻な人権侵害を引き起こす可能性があります。

○どんな取組みが行われていますか？

<日本の主な取組み>

青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)
(2009制定 2017一部改正)

青少年自身がインターネットを適切に活用する能力を取得し、フィルタリングサービスの活用により有害情報の閲覧の機会を少なくするなど、青少年がインターネットを利用する際の権利保護を目的としています。

プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)
(2001制定 2013改正)

インターネット等による情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任範囲や、被害者がプロバイダやサーバーの管理者などに対して、悪質な情報の削除や発信者情報の開示を請求する権利などを定め、インターネット利用者の権利保護を目的としています。

出会い系サイト規制法(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)(2003制定 2014改正)

出会い系サイトの利用に起因する児童買春やその他の犯罪からの児童の保護を目的としています。

インターネットによる人権侵害を防ぐための主な法律

- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(1999制定 2013一部改正)
- ・ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(2002制定 2017一部改正)
- ・ 個人情報の保護に関する法律(2003制定 2016一部改正)
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(1999制定 2014一部改正)

<熊本県の主な取組み>

熊本県少年保護育成条例(2018改正)

少年がインターネット上の有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するため、フィルタリングの利用等を推進しています。

その他、「携帯電話・スマートフォン、SNSの安全利用に関する家庭向け指導資料」の作成、配布などにより、家庭・学校の両輪から児童生徒の情報モラル教育を推進しています。

アイヌの人々の人権



○「アイヌの人々」とは？

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族であり、固有の言語、伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っています。

○どんな課題がありますか？

明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限・禁止され、また、アイヌ語の使用等の伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、民族の誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあります。

さらに、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

○どんな取組みが行われていますか？

<国際的な主な取組み>

先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007国連総会での採択）

政治・経済・文化等幅広い分野で、先住民族およびその個人の権利について規定しています。この宣言の採択にあたっては、アイヌの人々も様々な働きかけを行いました。

先住民族や少数民族に対する差別をなくし、その独自性と文化を守ろうとする動きは国際的にも活発になっています。

<日本の主な取組み>

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（1997制定）

アイヌ語を含むアイヌ文化の振興や、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るために制定されました。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議（2008衆参両院での採択）

アイヌ民族が「先住民族」であることが公的に認められました。

<熊本県の主な取組み>

民族や生活様式といった文化の違いに対する県民の寛容性を育むためにも、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に努めるとともに、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組んでいます。

○わたしたちにできることは？

アイヌの伝統や文化等についての正しい知識を持ち、民族や文化の違いに対する寛容さを身につけることが必要です。

日常生活の中で使われることは少ないといっても、固有の言葉や文化を持つ人たちが日本には住んでいます。アイヌの人々の習慣や文化を尊重し、共に生きる社会を築いていくことは、世界の多くの民族や文化を尊重し、認め合える社会の実現につながります。

ホームレスの人権



○どんな課題がありますか？

ホームレスは、公園、河川敷等を起居の場として日常生活を営んでいる人々のことですが、経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等が背景となっているといわれています。

自立の意思がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされ、食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、中には地域社会とのあつれきが生じ、苦情やいやがらせ等が発生している状況もみられます。

○どんな取組みが行われていますか？

<日本の主な取組み>

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (2002制定 2012、2017一部改正)

ホームレスに安定した住居と就労機会を提供・確保し、生活相談などの「自立」につながる総合的な対策を実施することを、国や地方公共団体の責務としました。(10年間の時限立法で、2012年に5年延長、2017年に10年延長)

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 (2013策定)

ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を、国民、地方公共団体、関係団体に対し明記するとともに、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もって、ホームレスの自立を積極的に促し、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指しています。

生活困窮者自立支援法 (2013制定)

ホームレス関連事業が、住居に困窮する人に対して宿泊場所の供与等を行う一時生活支援事業として法定化されました。

<熊本県の主な取組み>

県では、ホームレスに対して宿泊場所の供与等を行い、相談、支援を行う自立相談支援機関と連携して、自立し、安定した生活を営めるよう支援を行っています。

○わたしたちにできることは？

ホームレスとしての生活を営まざるを得なかった理由や苦しみを理解し、自立に向けた支援を行うことが必要です。

「社会から排除された」「社会から孤立した」…。

ホームレスとして生活するようになった理由は様々であり、自ら望んでホームレスになっているわけではありません。

偏見や固定的なイメージでホームレスを排除してしまうのではなく、この問題は誰もが関わりのある社会的な問題として捉えることが大切です。

性同一性障がい

・性的指向をめぐる人権



○「性同一性障がい」とは？

「出生時に割り当てられた性別(からだの性)」と「自分はどの性別に属していると感じるかという自己の性別の認識(こころの性)」が一致せずに、違和感を感じており、医療が必要な人を指す疾患名です。

○「性的指向」とは？

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)などをいいます。

※LGBTsとは

L:レズビアン(女性同性愛)、G:ゲイ(男性同性愛)、B:バイセクシュアル(両性愛)、T:トランスジェンダー※(「こころの性」と「からだの性」が一致しないために違和感を覚えている人)及び以上の4つには分類されないその他の性的少数者も含む総称です。

○どんな課題がありますか？

性同一性障がい者やトランスジェンダー※は、日常生活の様々な場面において奇異な目でみられるなど精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため不利益や差別を受けている状況にあります。

また、同性愛者や両性愛者等の人々は少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的な取り扱いについては、現在では不当であるという認識が広がっていますが、未だに偏見や差別が起きているのが現状です。

なお、性的少数者に対して、生育環境に起因するとか、選択可能な性的嗜好などといった間違った知識を信じている人が今なお存在することも課題です。

○どんな取組みが行われていますか？

<国際的な主な取組み>

平成28(2016)年6月30日、国連の人権理事会において「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」についての決議が採択されました。

<日本の主な取組み>

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律〔2003制定 2008、2018改正〕

性同一性障がい者であって、一定の条件を満たした場合、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別を変更することができます。

○わたしたちにできることは？

性のあり方は決して固定的・絶対的なものではなく多様です。

性的少数者と言われる人たちは私たちの身近にいます。しかし、私たちはその存在にあまり気付かずに生活しているのではないのでしょうか。それは当事者が自分のありのままを言えないことが理由にあげられます。当事者の問題ではなく、社会の問題と捉え、そのような性の多様性について正しく知り、尊重することが大切です。

刑を終えて出所した人等の人権



○どんな課題がありますか？

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、本人に真しな更生意欲があり、被害者心情に十分な理解を持っている場合でも、社会に根強い偏見や差別意識があることや、また、高齢化が進行していることなどにより、就職や居住などの面で社会に受け入れられ難いといった問題が起きています。その結果、再び罪を犯してしまうこともあります。

また、本人に対してだけでなく、その家族に対しても偏見や差別意識が働き、人権侵害が起きることさえあります。

○どんな取組みが行われていますか？

<日本の主な取組み>

更生保護法(2007制定)

犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を統合し、更生保護の機能の充実強化を目的として制定されました。国の責務として、保護観察官らの指導や監督の権限が強化される一方で、住居・就業等の面で、受刑者等の円滑な社会復帰が図られるようになりました。

意識啓発の推進や刑を終えて出所した人等に対する支援活動の実施

地域住民の理解と参加を得て、毎年7月に行う「社会を明るくする運動」等の啓発活動に取り組んでいます。保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司・日本更生保護女性連盟・日本BBS連盟等の民間ボランティア、雇用の受け皿となる協力雇用主などが支援活動を行っています。

<熊本県の主な取組み>

熊本県地域生活定着支援センター

高齢または障がい有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活への定着を支援するとともに、矯正施設を退所後直ちに福祉サービス等(障がい者手帳の交付、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を進めるなど、保護観察所と連携した支援に取り組んでいます。

○わたしたちにできることは？

刑を終えて出所した人等が、社会の一員として生活できるよう、更生の意欲を理解し、偏見や差別をなくしていくことが必要です。

罪を犯した人がその償いを終え、再出発しようとするときに、周囲の偏見や差別意識が、その道を閉ざしてしまうのは大変悲しいことです。

刑を終えて出所した人等が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

新たな人権課題等



○どんな課題がありますか？

【様々なハラスメント】

パワー・ハラスメント (パワハラ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことです。

パワハラは、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものを含みます。

セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)

※女性の人権 (p7) を参照。

マタニティ・ハラスメント (マタハラ)

妊娠・出産・育休などを理由にして、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うことです。

モラル・ハラスメント (モラハラ)

フランスの精神科医マリー＝F・イルゴイエンヌさんが提唱した精神的暴力、精神的虐待を表す言葉です。外から見えるような暴力は振るわず、加害者が被害者に繰り返し言葉や態度で嫌がらせを行い、いじめる行為といわれています。家庭や職場、地域社会など、あらゆる場面で起こり得ることです。

【震災に起因する人権問題】

東日本大震災や熊本地震などにおいて、災害弱者と言われる人たちの人権が避難所等様々な場面で守られなかったり、風評等に基づくいじめなどの人権問題が発生しています。

この他、急速な少子高齢化や地域とのつながりの希薄化等、社会経済状況の変化により、ひとり親世帯や高齢者、心身に障がいや不安を抱えている人、様々な事情により貧困や差別に苦しむ人やその家族、社会的な弱者等が雇用や教育の機会に恵まれず、社会から孤立する状況も生じています。

また、職場などでのハラスメントに加えて、過酷な労働条件や長時間労働などを強いられることにより、身体的・精神的疾患を患うだけでなく、自殺や過労死に至るケースも生じています。

○わたしたちにできることは？

正しい知識を身につけるとともに、自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことが大切です。

私たちの中には、同一性や均一性を重視しがちであったり、非合理的な因習にとらわれてしまったりといった意識が存在しています。

また、人権尊重の理念についての正しい理解や、これを実践する態度が十分に定着しているとはいえない状況です。

人は、一人ひとりが、等しく「かけがえのない」「尊い」「大切」な存在であり、人権は、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものです。すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するために、一人ひとりがお互いの人権の意義とその尊重の重要性について理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが大切です。

Ⅲ

人権に関する資料

世界人権宣言 (抜粋)〔昭和23(1948)年12月10日 第3回国際連合総会採択〕

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。(2略)

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべて人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。(2略)

日本国憲法 (抜粋)〔昭和21(1946)年11月3日公布、翌年5月3日施行〕

(基本的人権)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(自由及び権利の保持義務と公共福祉性)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重と公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(2、3略)

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由、政教分離)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。(2、3略)

(表現の自由、検閲の禁止)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。(2略)

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。(2略)

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。(2略)

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(2略)

(教育を受ける権利と教育の義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労の条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。(2、3略)

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12(2000)年公布・施行）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例〔平成7(1995)年3月16日公布・施行〕

(目的)

第1条 この条例は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)に居住していること、又は居住していたことを理由となされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生の防止について県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に寄与するため、国及び市町村と協力して必要な啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第3条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、みずから啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、同和地区の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第4条 知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(規制)

第5条 県の区域内に事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者(以下「県内事業者」という。)は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、みずから調査し、又は調査を受託してはならない。

(申出)

第6条 前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第7条 知事は、県内事業者が第5条の規定に違反したときは、当該県内事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、県内事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、県内事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出又は説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(解釈及び運用)

第8条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

熊本県人権教育・啓発基本計画(概要)〔平成16(2004)年策定、平成28(2016)年第3次改定〕

人権とは

人は、一人ひとりが、等しく「かけがえのない」「尊い」「大切な」存在であり、人権は、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものです。人権とは、安心して生きる権利、自由に考える権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらにして持っている基本的で具体的な権利です。

人権教育・啓発の定義

すべての県民を対象として、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて行われるものであって、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する「共生の心」を育み、物事を人権の視点でとらえ、それを自分のこととして考え、行動できる態度を身につけるための教育・啓発と定義しています。

人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、すべての人の人権と基本的自由が尊重され、すべての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、すべての人が、出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と「尊厳」をもった一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、必要に応じた「ケア」も含めたあらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

人権の重要課題についての現状

様々な分野における人権意識の高まりや社会情勢の変化等の中で、国の計画等を踏まえつつも、熊本県として取り組んできたものや取り組むべきものをしっかりと課題として取り上げることになりました。

- 女性の人権 ○子どもの人権 ○高齢者の人権 ○障がい者の人権
- 同和問題 ○外国人の人権 ○水俣病をめぐる人権 ○ハンセン病回復者等の人権
- 感染症・難病等をめぐる人権 ○犯罪被害者等の人権
- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害 ○インターネットによる人権侵害
- アイヌの人々の人権 ○ホームレスの人権 ○性同一性障がい・性的指向をめぐる人権
- 刑を終えて出所した人等の人権 ○新たな人権課題等

それぞれの人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくという積極的な姿勢が求められています。

人権教育・啓発の取組みの方向

人権教育・啓発にあたっては、人権全般の普遍的な視点からの取組みと、各人権課題に対する取組みを推進し、それらに関する知識や理解を深めるとともに、課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれます。

これまでの取組内容を振り返り、どうすれば効果が上がるのかを入念に検討し、実施していく必要があります。

実施体制

県民に対する人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などあらゆる場を通して行われることで、より実効あるものになると考えられることから、それぞれの主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互の連携を図る必要があります。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28(2016)年12月16日公布・施行)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

熊本県人権センターのご案内

主な活動

- ① 啓 発 人権啓発映画上映会及び人権啓発ミニ講座の開催、啓発資料等の作成・配布、マスメディア等を利用した啓発活動、市町村との連携
- ② 人材育成 研修会の開催、研修指導者の育成、研修講師の紹介
- ③ 相 談 相談員による面接や電話での人権に関する相談
- ④ 情報提供 情報誌やホームページによる情報提供、図書やDVDの閲覧・貸出、啓発パネルの展示・貸出、パンフレット等の配布

ご利用案内

※どなたでも無料にご利用いただけます

① 図書・DVDの貸出

図書：3冊まで（2週間以内） DVD：2本まで（1週間以内）

※図書・DVDの一覧をホームページに掲載しています。

※DVDは当月及び翌月使用分を予約できます。

② 啓発パネルの貸出

パネル：1週間以内

※啓発パネルの一覧をホームページに掲載しています。

※パネルは3ヶ月前から予約できます。

③ 人権センターでの学習・研修など

申込み方法など、詳しくは人権センターまでお問い合わせください。

アクセス・お問い合わせ先

〒862-8570（県庁専用郵便番号・住所を記載しなくても届きます）

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（熊本県庁新館2階）

開館時間／8:30～17:15（相談は9:00～12:00、13:00～16:00）

休 館 日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）

電話番号／（直 通）096-333-2299

（相談専用）096-384-5822

（F A X）096-383-1206

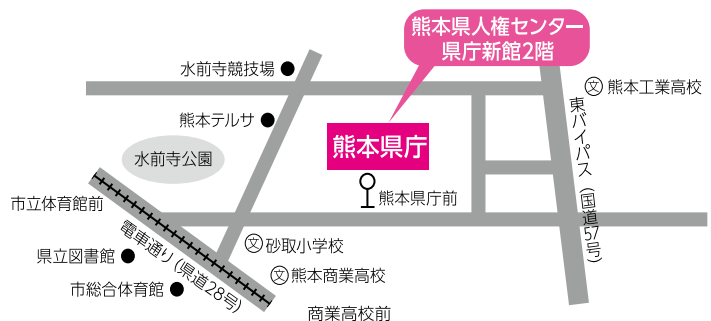
電子メール

jinken@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ

熊本県人権センター

検索



みなさんはいくつ知っていますか？



○障がい者に関するピクトグラム(マーク)



身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている運転者が運転する場合に表示する標識です。この標識を表示した車に対する幅寄せや割り込みは原則禁止されています。



障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。なお、車いす利用の方だけでなく、障がいのあるすべての方のためのマークです。



耳マーク

聴覚障がいがあることをあらわす国内で使用されているマークです。聴覚障がいであることは外見からはわかりにくいので、コミュニケーションのサポートのため作成されたものです。



聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に、免許に条件を付されている運転者が運転する場合に表示する標識です。この標識を表示した車に対する幅寄せや割り込みは原則禁止されています。



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。このマークは、信号や音声案内等、視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備・機器にも使用されています。



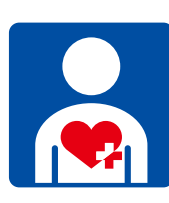
ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。現在は、民間施設等でも身体障がい者補助犬が同伴できます。



オストメイトマーク

オストメイト(人工肛門・人口膀胱を使用している方)を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。



ハート・プラスマーク

身体内部(心臓、呼吸機能、肝臓、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいのある人を表すマークです。このマークを見かけたら、内部障がいについて理解し、配慮をお願いします。

○さまざまなリボン運動



パープルリボン(女性に対する暴力根絶)

1994年にアメリカで、性暴力被害サバイバーによって作られ、暴力被害者にとってより安全な社会になることを目的に取り組みました。
※11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」期間



オレンジリボン(児童虐待防止)

子ども虐待防止運動のシンボルマークです。子どもたちの今、そして未来が、太陽のように明るく暖かくあるようにとの思いが込められています。
※11月「児童虐待防止推進月間」



イエローリボン (障がい者の社会参加促進)

障害者権利条約の実施推進と障がいのある人々の社会参加の実施を目指したシンボルマークです。
※12月3日～9日「障害者週間」



レッドリボン(エイズへの理解・支援)

エイズに対する理解と支援のシンボルです。もともとは1990年ごろに、アメリカでエイズで亡くなった人への哀悼とエイズへの理解を支援する運動から始まったと言われています。
※12月1日「世界エイズデー」



ブルーリボン(北朝鮮による拉致被害者の救出)
「すべての拉致被害者の即時帰国を」という国民の強い意思を北朝鮮に示すためのシンボルマークです。北朝鮮と日本を隔てる「日本海の青と空の青」をイメージしています。
※12月10日～16日「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

このほかにも、「ピンクリボン(乳がん早期発見)」、「グリーンリボン(移植医療の普及)」、「シルバーリボン(脳に起因する病、心の病への理解を促進)」、「ホワイトリボン(世界中の妊産婦の命を守るシンボル)」などがあります。

発行者：熊本県
所属：人権同和政策課
発行年度：平成30年度